

船舶事故調査報告書

平成28年10月27日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成27年11月23日 17時45分ごろ
発生場所	北海道苫小牧市苫小牧港第2区 苫小牧港漁港区南防波堤灯台から真方位358° 270m付近 (概位 北緯42° 37.8′ 東経141° 37.1′)
事故の概要	漁船第七十八豊栄丸は、離岸操船中、また、第六十八天洋丸は、係留中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成28年1月25日、主管調査官（函館事務所）を指名原因関係者から意見聴取済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 第七十八豊栄丸、9.7トン HK2-23681（漁船登録番号）、カネナカ中野漁業株式会社 B 漁船 第六十八天洋丸、9.7トン HK2-23664（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 船尾部の防舷材に凹損等 B 左舷船首部外板に破口等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A船は、船長Aほか5人が乗り組み、苫小牧港第2区の漁港区の第3船だまり北側岸壁（以下「北側岸壁」という。）を入船左舷着け状態から離岸し、船首を港口方向へ向けるために右転した。 船長Aは、先航していた僚船からの無線連絡により、北側岸壁の港奥側から出航しようとしている他船の存在を告げられ、同船の航行の妨げとならないよう、主機を後進としたところ、何かが当たったような音が聞こえた。 A船は、船長Aが、操舵室後方の窓から顔を出して船尾至近のB船の様子を見たものの、損傷を生じたように見えなかったため、出航したところ、後日、海上保安庁からB船に衝突したと知らされた。 B船は、北側岸壁に出船右舷着けし、無人の状態に係留中、A船と衝突した。
分析	A船は、苫小牧港の北側岸壁において離岸操船中、船長Aが、主機を後進にかける際、後方の確認を行っていなかったことから、係留中のB船に衝突したものと考えられる。

<b>原因</b>	本事故は、夜間、苫小牧港の北側岸壁において、A船が離岸操船中、B船が係留中、船長Aが、主機を後進にかけるとき、後方の確認を行っていなかったため、B船に衝突したものと考えられる。
<b>参考</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 離岸する際は、係留している他船に接近しないように周囲の確認を十分に行うこと。</li></ul>